

小規模山地災害対策促進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、小規模な山地災害から人命財産を保護し、民生の安定を図るため、市町村が行う小規模山地災害対策促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において小規模山地災害対策促進事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」をいう。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 小規模山地災害対策促進事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は、下表のとおりとする。

事業名	補助金の交付対象	補助率
小規模山地災害対策促進事業	補助金の交付対象とする経費は、1箇所当たりの事業費に右欄に掲げる補助率を乗じた金額以内とし、以下の項目のすべてに該当するものとする。なお、事業費は、本工事費と事務費の和とする。 1 暴風・豪雨その他の異常な天然現象により発生した崩壊地及び荒廃溪流において、これを放置した場合は1戸以上の人家に直接被害を与え、又は与えることが確実と認められるもの。 2 災害対策基本法第5条に基づく市町村地域防災計画に山地災害危険地区と記載され、又は山地災害危険地区と記載されることが確実である区域で、林地の保全上必要な施設を新設するもの。 3 1箇所当たりの事業費が90万円以上のもので、事業費に対して1/3以上の経費を地元負担金等を除き市町村が負担するもの。	1/3

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあっては、この限りでない。
 - イ 施行箇所の変更
 - ロ 施行箇所ごとの事業費の20%を超える増減
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が、予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告して指示を受けること。

(状況報告)

第5 補助事業者は、年度当初に補助金交付決定があった場合は、当該年度の11月30日時点の進捗状況を別記様式第4号により、翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 前項にかかわらず知事が事業の遂行の状況を求めた場合は、前項に定める様式により速やかに知事に報告するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に交付するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第8 規則第21条第1項第2号及び第3号の規定により処分を受ける財産は、補助事業により実施した施設のすべてとする。

(処分の制限を受ける期間)

第9 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、20年とする。

(書類の経由)

第10 この要綱により提出する書類は、所轄の地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る補助金に適用する。

2 小規模山地災害対策事業等補助金交付要綱（昭和60年4月15日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。